

～法律事務職員のみなさんへ～

第2回

東海 JALAP 実務セミナー

日時 2月14日(土)

開場13:00/開始13:30~16:15(終了後 懇親会)

会場 東別院会館2階 萩の間

※地下鉄名城線「東別院駅」
4番出口から西へ徒歩5分

(名古屋市中区橋2-8-45 TEL052-331-9576)

参加費 1000円

どなたでも参加できます。

裏面の<参加申込書>にてお申込みください。

内容「法人・事業者破産の申立 実務セミナー」

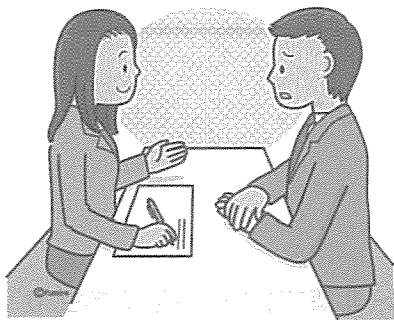
【第1部】 テーマ 「初動処理・労働者の労務関係処理」

講師 平野 敏男さん (21世紀法律事務所 事務職員)

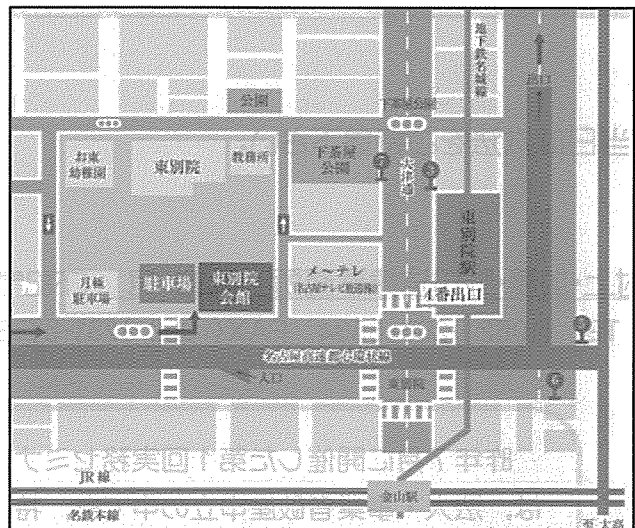
◆労働者への告知, 未払賃金の処理, 労働保険・健康保険の各種届出など, 事務職員が関わるこれらの手続を解説します。

【第2部】 経験交流会 「こんなときどうする? 業種別の常識・非常識」

◆「建築会社の破産事件を受任しましたが, 仕掛かり中の工事がありません。完成させるべきでしょうか。」こうした特定の業種特有の問題について, 具体的な事例に則して, 業種別の対応を検討してみましょう。



東海JALAPは、東海地域において、法律事務職員向けの研修の開催等の活動を目的に、2014年7月、日弁連能力認定制度の合格者を中心に結成された団体です。



Tokai Japan Association of Legal Assistants & Paralegals

申込み・お問合せ 村上・加藤・野口法律事務所 我謝 TEL(052)265-6534 FAX(052)231-5778 Mail tokaijalap@gmail.com



準備の都合上、裏面の参加申込書にて事前にお申込みください



<参加申込書>

◎ 2月14日(土) 第2回 東海JALAP 実務セミナーに参加します。

お名前: _____

連絡先: _____

事務所名: _____

◎ 法人・事業者破産申立における下記のテーマについて、知りたいこと、困っていることなどがありましたらご記入ください。(「こういう場合はどうするの?」など、具体的な質問でも結構です。)

その他、ご質問・ご要望がございましたらご記入ください。

1 初動処理・労働者の労務関係処理について

2 特定業種における留意点について

◎ 当日は六法をご持参下さい。

村上・加藤・野口法律事務所 我謝 宛 (下記電話・FAX・メール等でお申し込みください)

TEL (052)265-6534 FAX(052)231-5778 Mail tokaijalap@gmail.com

昨年7月に開催した第1回実務セミナーに続き、今回は、法人・事業者破産申立の中でも、特に重要な業務について、ベテラン事務職員が徹底検証します!

本セミナーでの実務経験交流を通じて、共にスキルアップをしていきましょう。

